

## ■マンションの再生等の円滑化に関する法律に関する手数料

区 分	R8.3.31まで → R8.4.1から	根拠法令
マンションの容積率又は各部分の高さに関する特例許可申請手数料	160,000円 → <b>157,660円</b>	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項